

# 北海道地域・職域連携推進事業実施要綱

## 1 目的

道民の生命や健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するために、個々人の主体的な健康づくりの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による継続した健康管理を支援することが必要である。

このため、地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有や保健事業の共同実施、更には、健康づくりに関する社会資源を相互に活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備し、生活習慣病予防対策を推進する。

## 2 実施主体 北海道

### 3 地域・職域連携推進協議会の設置

（１）地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた保健サービスの提供や健康管理体制を整備・構築し、生活習慣病予防対策を推進するため、地域・職域連携推進協議会を設置する。

（２）道においては「北海道地域・職域連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）」を設置するとともに、第二次保健医療福祉圏（または保健環境部保健行政室・地域保健室）に「二次医療圏地域・職域連携推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）」を設置する。

なお、推進連絡会の設置・運営等に係る事項については、別に要領を定める。

（３）推進協議会は、５に掲げる関係機関・団体の中から構成する。

（４）この推進協議会は、道民の健康づくり推進協議会の専門部会として位置づける。

## 4 事業内容

（１）推進協議会は、地域・職域連携により実施する保健事業等（以下「連携事業等」という。）について企画・立案、実施・運営、評価等を行うとともに、推進連絡会の取組について広域的な調整を行う。

（２）推進協議会は、本道の地域特性を踏まえ、特に次の連携事業等を行う。

ア 生涯を通じた生活習慣病予防対策に関すること

イ 地域・職域連携の推進に関すること

ウ その他必要な事項

## 5 関係機関

（１）地域保健関係機関・団体

北海道市長会、北海道町村会、北海道国民健康保険団体連合会、北海道対がん協会等

(2) 職域保健関係機関・団体

北海道労働局、北海道産業保健推進センター、全国健康保険協会北海道支部、北海道労働保健管理協会、健康保険組合連合会北海道連合会、北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会等

(3) その他関係機関

北海道医師会、北海道歯科医師会、北海道栄養士会、北海道看護協会、北海道薬剤師会、教育関係機関等

6 その他

- (1) 事業の実施にあたり、個人情報保護について関係法令等を遵守して最大限の配慮をする。
- (2) 医療保険者で構成する「北海道保険者協議会」と適切な連携を図る。
- (3) 推進協議会は平成25年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、協議会設置の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- (4) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月14日から施行する。